

2022（令和4）年度事業計画書

自 2022（令和4）年6月1日

至 2023（令和5）年5月31日

I. 概要

政府が本年6月に発表した「経済財政運営と改革の基本方針2022 について（骨太の方針）」によれば、「我々はこれまでの延長線上にない世界を生きている。世界を一変させた新型コロナウイルス感染症、力による一方的な現状変更という国際秩序の根幹を揺るがすロシアのウクライナ侵略、権威主義的国家による民主主義・自由主義への挑戦、一刻の猶予も許さない気候変動問題など我が国を取り巻く環境に地殻変動とも言うべき構造変化が生じるとともに、国内においては、回復の足取りが依然脆弱な中での輸入資源価格高騰による海外への所得流出、コロナ禍で更に進む人口減少・少子高齢化、潜在成長率の停滞、災害の頻発化・激甚化など、内外の難局が同時に、そして複合的に押し寄せている。」となっている。

一方で、冠婚葬祭互助会業界を取り巻く環境は、少子化・高齢化の進展やコミュニティ、人間関係の希薄化、儀礼に対する消費者意識の変化の中で老後に対する社会不安が高まっており、互助会は安心を提供するサービスを担っていた特性を活かして、環境変化に対応する新たな取組みが求められている。

全互協としては、ニーズの変化に対応して、役務サービスの範囲のみならず、例えば「冠婚・葬祭以外の役務」、「物販との許可併用」、「複数回利用可能な約款」などの役務について検討を行う。

また、消費者に安心・信頼される互助会となるように、互助会に特化した「互助会消費者相談員資格制度」の創設や、訪問販売を継続するための苦情件数低減のためのコンプライアンス・ブロック別委員会における実効性のある運営を着実に進めるとともに、「葬儀品質評価認定制度」、「募集資格者等登録制度」、「グリーフケア資格認定制度」、「葬祭ディレクター技能審査試験」等を推進していくとともに、「全互協お見合いセンターの創設」、「互助会業界におけるSDGsの取組み」、「全互協奨学金制度の創設」に向けて検討していく。

さらに、2023（令和5）年度は、1973（昭和48）年に全互協が設立されてから50年の節目の年に当たることから、記念事業に向けてのプロジェクトチームを発足させ、その中で、「互助会業界将来ビジョン研究会」による中長期ビジョンを取りまとめていく。

なお、消費者契約法、特商法、割販法の改正に伴う業界への影響に対する対応や、より確実な施行保証のためのセーフティネットの検討、消費税率の変更への対応、会員管理推進、財務をはじめとする経営に関する情報公開に向けた活動を引き続き行っていく。

このような活動を通じて、業界の地位向上と消費者からの信頼向上を図り、全互協ブランドの構築を進める。

2022（令和4）年度は、次の会長基本方針に基づき、事業を実施する。

2022（令和4）年度 全互協会長基本方針

○テーマ

50年間の総括と新たなスタート ～環境変化への対応～

互助会は、これまで社会の変化に機敏に対応し、社会の課題や要請を先取りして発展してきたが、少子化・高齢化や消費者意識の変化、新型コロナウイルス感染症による社会構造や意識の変化が進展する中、これからも先を見据えた課題への取組を進めて行かなくてはならない。

2023（令和5）年に全互協は創立50周年を迎えるが、これを機にこれまでの50年間の取り組みを踏まえ、互助会が果たしてきた役割や課題を再認識し、互助会の特質を生かした環境変化への対応により、社会や消費者に必要とされる互助会となることを目標に、次の50年に向けて新たなスタートを切る。

○目 標

1. 環境変化への対応（業界のあり方）

これまでの50年間の活動において、互助会業界の置かれた環境の変化に対する互助会の取り組みや役割を踏まえ、今後の長期的な方向性と互助会業界のあり方を検討する。

また、変化する消費者の意識や社会への対応として、消費者からの安心と信頼をさらに得るために「全互協ブランド」を拡充するとともに、会員と互助会との関係について、より会員に寄り添ったコミュニティの構築を行う。

(1) 中長期ビジョンの検討

新たに「互助会業界将来ビジョン研究会」を設置し、互助会として今後も事業を継続し、事業の拡大を図るために互助会業界がすべき事は何か、社会に対する役割とは何かについて、今後20年後を想定した新たなビジネスを検討し、中長期ビジョンを取りまとめる。

(2) 全互協ブランドの拡充

今回改めて「全互協ブランド」の拡充を図ることとし、会員互助会が高品質のサービスを提供することができることを消費者に効果的に伝える情報発信を検討し実施する。

(3) 会員と互助会をつなぐシステムの構築

会員管理とは異なる観点から、会員の信頼を得られるように会員に寄り添ったコミュニティの形成とゆるやかなつながりを持った関係を築けるようなシステムの構築を行う。

2. 業界を取り巻く課題への対応（新たな制度、しくみ）

互助会業界を取り巻く環境は、少子化・高齢化、消費者意識の変化、消費者保護をはじめとする様々な課題があり、それらに対して新しい制度やしくみによる対応も踏まえて適切な調整、対応を行う。

また、新型コロナウイルス感染症や自然災害などの突発的で緊急性の高い課題についても迅速な対応を行う。

(1) 新セーフティネットの検討

全互協のセーフティネットを整備するために、安心ネットワークについて引き続き検討、整備を行うとともに、現行のセーフティネットは任意の制度であり、すべての許可互助会が参画していないことから、全互助会加入者を保護するために、法制化によりすべての許可互助会の法的義務とし、的確な執行を担保させるための新たな制度の検討を行う。

(2) これからの保全のあり方の検討

互助会保証（株）とは、「供託委託契約」を締結し前受金を保全しているが、コロナ禍等により経済環境が疲弊し、業界として経営不振互助会を引き受ける余力が低下している状況において、今後保証会社が供託を求められることが考えられる。また、互助会によっては、保証料などの経済的負担を理由に、他の保全方法を選択するケースも増えてきている。

このような状況を踏まえ、保証会社の財務の健全化や供託能力の強化、保証料の負担軽減などについて、これからの保全のあり方について検討を行う。

(3) 「認定割賦販売協会」認定への取組

これまで、全互協では認定割賦販売協会に認定されることを目標に、自主規制を3弾に渡り実施してきた（募集資格者等登録制度、コンプライアンス・ブロック別委員会、消費者啓発等）。引き続き、消費者保護の充実と、確実な契約の履行のために自主規制を強化し、認定割賦販売協会に認定されることを目指す。

(4) 「互助会消費者相談員資格制度」の創設

新たな資格制度「互助会消費者相談員資格制度」を創設し、全互協独自の資格制度により相談員のスキルアップを図り、相談への適切な対応を行い消費者の安心と信頼を得る。

(5) 役務の拡大の検討

これまで、少子化・高齢化時代に対応するための役務内容の拡充について行政と調整を行い、結婚式、葬式、第三役務に係るサービスの拡大を行ってきた。

今回、拡大の範囲を割賦販売法における役務サービスの範囲のみならず、例えば「冠婚・葬祭以外の役務」、「物販との許可併用」、「複数回利用可能な約款」などの役務について検討を行う。

(6) ブロックの活性化の促進

全国10ブロックにおいては、全互協からの委託事業（ブロック会議、コンプライアンス・ブロック別委員会、災害時支援協定、葬祭ディレクター試験等）に係る業務を行っているが、新たに各ブロックの地域性や特性を生かした独自の研修会、勉強会、消費者団体との交流事業等により地域活動を進め、ブロックの活性化を促進する。

3. 社会への対応（社会との共生、つながり）

互助会は、互助会の特性を活かした見守り活動や高齢者問題への対応等の社会的な役割を果たしている。また、施設や人の体制、ノウハウなどのインフラを有しており、これらを活用した地域コミュニティの構築やつながりを生かした社会との共生について検討し、様々な取り組みを行う。

(1) 少子化・高齢化対策

- ① 「全互協お見合いセンター」の創設
- ② オーダーメイド型互助会契約約款の見直し

(2) 社会貢献

- ① 業界による SDGs への取り組み
業界及び会員各社による SDGs への取り組みを促進する。
- ② 「全互協奨学金制度」の創設
奨学金の原資は寄付金によるものとし、施行の顧客から募ることとする。
(例:一施行 50～100 円程度×40 万件施行)
- ③ 冠婚葬祭講座(小中学生・老人ホーム向け)の創設
対象を小学校高学年、中学生、高齢者(老人ホーム)まで広げ、新たな年齢層を対象にした冠婚葬祭講座を創設し、各互助会でのセミナーや学校、老人ホームでの出張授業などを行う体制を整え実施する。

(3) 全互協創立 50 周年(2023 年)記念事業の実施

2023(令和 5)年 11 月で全互協が創立して 50 周年を迎えることから、50 周年記念事業に係るプロジェクトチームを設置し、創立 50 周年記念式典、記念講演等の開催を検討し実施する。開催により、歴史ある全互協の活動と新たなスタートを社会に対し広く周知、アピールする。

II. 事業内容

1. 総括運営事業（総務委員会）

- 1) 「認定割賦販売協会」認定への取組
各種自主規制の実効性を確保すると共に、当協会が認定割賦販売協会に認定されるための準備を行う。
- 2) 各ブロックの活性化の促進
各ブロックの地域性や特性を生かした独自の研修会、勉強会、消費者団体との交流事業等により地域活動が進められるよう、各ブロックの活性化を推進するための施策を検討し、対応を行う。

3) 消費者契約法・特定商取引法等の改正に向けた動きへの対応について

消費者契約法・特定商取引法等における訪問販売等の法規制に関する動向を他団体と連携しつつフォローし、業界に悪影響を及ぼす可能性がある動きについては適切に対応を行う。

4) 解約手数料問題への対応

昨年度に実施した解約手数料の費目の整理について、整理内容等をブロック会議等で周知する。また、本年度が解約手数料の見直し期間である5年となるため、各互助会が見直しを実施したことについて確認する。

5) モデル約款等の改訂

消費者契約法等の関係法令が改正されたことに伴い、モデル約款等の改訂の必要性について検討し、適切に対応を行う。

6) 立入検査への適切な対応

立入検査の実態状況等について調査を行い、その調査結果を各互助会に提供し、各互助会の業務の適切化等を推進する。

7) 情報公開の推進

各互助会の公開情報について、最新の情報に変更するよう推進する。

8) 年会費の見直しについて

年会費について、正会員の前受金額に応じた金額となるよう、比例割区分及び均等割区分の見直しを行う。

9) 地域見守り活動における協力に関する協定及び独居者等支援協定の推進

地域見守り活動における協力に関する協定及び独居者等支援協定の協定内容の見直しを図ると共に、各地方自治体との締結を推進する。

2. 政策事業（政策委員会）

1) 役務の拡大の検討

家族構成の変化、高齢化により、従来役務の発生頻度、消費者の重要と考える要素が変化してきている。会員メリットを実感してもらえよう、時代に対応した①少子化に対する新しい役務、②高齢者の使いやすい役務、③入ってすぐ「いいね」がある（利用頻度が高い）役務の検討を行う。

今後は、拡大の範囲を割賦販売法における役務サービスのみならず、例えば「冠婚葬祭以外の役務サービス」についても検討を行う。

2) 会員と互助会をつなぐシステムの構築

会員管理とは異なる観点から、会員の信頼を得られるように会員に寄り添ったコミュニティの形成とゆるやかなつながりを持った関係を築けるようなシステムの構築を行う。例えば、高齢者・独居者に対する、様々なサポート事業や、社会的参加支援等のための事業について、その可能性や経済性、信託の利用について等の検討を行う。

3) オーダーメイド型互助会契約約款の見直し

2017（平成29）年2月から独居者対策としてオーダーメイド型互助会契約を開始し、5年が経過した。その間の利用状況を通じて、契約約款における改善すべき個所を改めて見直し、約款の改正を行うことによって、オーダーメイド型互助会契約の利便性とその効果を高め、より多くの高齢者、独居者の方々の利用を促進する。

4) 新セーフティネットの検討

全互協に加入している互助会の会員を対象にした安心ネットワークを業界独自の取り組みとして構築したところであるが、全互協のセーフティネットを整備するために、安心ネットワークについて引き続き検討、整備を行うとともに、現行のセーフティネットは任意の制度であり、すべての許可互助会が参画していないことから、全互助会加入者を保護するために、法制化によりすべての許可互助会の法的義務とし、的確な執行を担保させるための新たな制度の検討を行う。

5) これからの保全のあり方の検討

コロナ禍等により経済環境が疲弊し、業界として経営不振互助会を引き受ける余力が低下している。また、互助会によっては、保証料などの経済的負担を理由に他の保全方法を選択するケースも増えてきている。

このような状況を踏まえ、保証会社の財務の健全化や供託能力の強化、保証料の負担軽減など、これからの保全のあり方について検討を行う。

6) 全互協内財務データ集計及び財務の把握

会員互助会からの財務データの収集・整理について、会員互助会の財務データの収集・整理を民間調査機関に委託し実施予定。収集内容や分析データの用途等について、監督の基本方針に沿った項目、財務数値について検討するとともに、今後の活用方法も含め検討を行う。

7) 消費者契約法、特定商取引法等の改正に向けた動きへの対応

消費者庁で行われていた「消費者契約に関する検討会」で議論された「つけ込み型勧誘」の取消権、「平均的な損害の額」等について、消費者契約法の改正に伴い、業界への影響がないようフォローを行う。

また、同じく消費者庁で行われている「特定商取引法等の契約書面等の電子化に関する検討会」で検討されている「契約書面の電子化」について、特定商取引法の改正に伴い、業界への影響がないようフォローを行う。

さらに、特定商取引法の5年見直しについて、不招請勧誘等の規制が導入されないよう情報収集に努める。

3. 広報・渉外事業（広報・渉外委員会）

1) 広報の推進

(1) 全互協の活動・互助会事業等の取り組みの発信

全互協の活動（住所不明・超長寿対策等）や、互助会事業の取り組み（互助会のイメージアップ広報等）を全互協HP、互助会通信、広告やイベント等を利用して、消費者やマスコミ等に向けて発信するとともに、互助会通信の内容及び配布先の整理を行う。

全互協HP（一般サイト、会員サイト）については、定期的に整理を行い、消費者、会員とも利用し易いサイトになるように努める。

また、消費者等の意見や情報等を発信、共有する。

(2) 全互協ブランドの拡充

これまで施行レベルの向上を進め、質の高いサービスを提供する団体であることを掲げた「全互協ブランド」を推進してきた。改めて「全互協ブランド」の拡充を図ることとし、サービスの品質について全互協ブランド基準による技術的な評価を行うとともに、会員互助会が高品質のサービスを提供することを消費者に効果的に伝える情報発信を検討する。

2) 渉外対策の強化

賛助会員に対して、加盟互助会の要望を基に賛助会員との連携促進や各地における展示説明会の開催、商品ラインナップの会員サイトへの掲載等の有効な方策を検討し、実施する。

また、各種関係団体との交流を推進する。

3) 「全互協お見合いセンター」の創設

少子化及び結婚式の減少に対応するため、「全互協お見合いセンター」を創設し、お見合いから結婚式への流れを支援する。同センターでは、結婚を希望する男女の出会いの場の提供や、結婚支援情報の提供を行うとともに、地域の活動団体とのネットワークを構築し、地域を挙げて結婚を応援するための態勢を整備するための検討を行う。

4) 業界によるSDGsへの取り組み

業界及び会員各社によるSDGsへの取り組みを促進し、社会的課題を解決する活動を通じて、業界及び会員各社の利益とイメージアップにつながる取り組みを進めるための効果的な取り組みについて、検討を行う。

5) 「全互協奨学金制度」の創設

学生の就学を支援することにより、冠婚葬祭への理解の促進を図ることを目的とした全互協奨学金制度を創設する。創設にあたり制度の運営、実施方法の検討を行う。

なお、奨学金の原資は寄附金によるものとし、施行されたお客様から募ることとする。

6) 社会貢献基金制度

(1) 災害発生時に、災害規模等に応じたお見舞金等の検討を行う。

(2) 災害時支援協定の締結について、未締結である都道府県を中心として締結を促進するとともに、締結した地方自治体に対してのフォローを行う。

(3) 一般公募による助成事業

次の社会貢献活動を行う各種団体等に対して、一般公募を行い、審査のうえ助成金を交付する。

- ①高齢者福祉事業 ②障害者福祉事業 ③児童福祉事業
- ④環境・文化財保全事業 ⑤地域つながり事業

なお、研究事業、冠婚葬祭儀式継承事業については、引き続き一般財団法人冠婚葬祭文化振興財団が行う。

(4) 一般財団法人冠婚葬祭文化振興財団が行う絵画コンテストへの協力

7) 新型コロナウイルスの感染拡大に対する取り組み等の記録の保存

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、全互協・各互助会等が実施した取り組み等を調査し、将来の緊急時への備えとすると共に、活動記録として残す。

8) 新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドラインの改訂

2020（令和2）年5月（最終改訂2021（令和3）年9月）に作成された結婚式場業及び葬儀業の「新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」について、今後、新たな感染症対策が必要になったときは、適宜改訂を行い、会員互助会に提供する。

9) 通達等配信物（一斉配信）のサービス向上の検討

全互協事務局から各会員互助会宛ての通達等配信物については、一斉FAXにて送信しているが、電子メール及びデータ便等によるデジタル配信を希望される互助会もあることから、送信方法、送信先の希望及びデジタル配信を行う際のメリット、デメリット、その他要望を確認するためのアンケート調査を行い、その結果を受けて会員サービスの向上を図る。

デジタル配信した通達等については、アーカイブとして保存する。

10) 婚礼に関するアンケート調査

5年ごとにアンケートを実施（前回平成29年度）しており、ご祝儀の金額などに係るアンケートを行う。

4. 研修事業（研修委員会）

1) 経営者研究会の開催

2022（令和4）年8月に開催を予定している第14回総会において経営者研究会を開催する。

開催日 2022（令和4）年8月

場 所 ベルクラシック東京

2) 後継者及び若手経営者向けマネジメントセミナーの実施

前年度に引き続き、互助会の後継者及び若手経営者を対象として、事業承継、経営マネジメントをテーマとした研修会を、年2回企画し実施する。

3) 葬儀品質認定制度の推進

前年度に引き続き、加盟互助会からの申請に基づき、当協会が定める葬儀品質の認定基準に照らし、外部有識者を含む第三者機関による新規申請と更新申請について評価と認定を行う。また、冠婚葬祭互助会業界への葬儀品質認定制度の普及と推進を図り、以て消費者が安心して葬儀施行の依頼ができる指標となることを目指す。

4) 海外研修の実施

新型コロナウイルス感染症の終息状況を踏まえつつ、正会員、準会員及び賛助会員を対象として、海外における冠婚葬祭事情を視察する研修会を企画し実施する。

5) グリーフケア資格認定制度の推進【財団事業】

財団が実施する本事業に対し、研修委員会はサポートを行う。

(1) 上級資格制度の推進

グリーフケア資格認定制度について、上級グリーフケア士の試験運用の準備を行い開始する。開始時期はテキスト執筆の状況に因るが2023（令和5）年1月頃を目指している。ファシリテーターは、現在第2期（12名）研修を進めているが、年度内に3期生の研修まで進める。

(2) 試験問題の見直し

運用中のグリーフケア士資格（初級）の試験問題の見直しを行い、テキストを基に勉強した者が得点できる問題構成に修正する。

6) 葬祭ディレクター技能審査試験への協力等

(1) 葬祭ディレクター技能審査試験運営への人的支援

葬祭ディレクター技能審査試験の実施にあたり試験監督委員等の人的支援などを行うとともに、葬祭ディレクター技能審査協会（全互協関係）と全互協研修委員会との合同会議を開催し、必要な対応を検討する。

（葬祭ディレクター技能審査協会役員（全互協関係）との合同会議）

日 時 2022（令和4）年某月

場 所 東京都内

(2) 葬祭ディレクター技能審査試験受験者への研修支援

葬祭ディレクター講習会の企画実施を目的とした各ブロックからの申請に基づき研修支援として助成金を交付する。

(3) 葬祭業における登録制の検討

葬儀・葬祭の執行に当たり、消費者が安心して信頼できる質の高いサービスを提供するために、葬祭関連団体等とも協力しながら、葬祭業における登録制、届け出制の導入についての動きをフォローする。

7) ブライダルプロデューサー資格認定制度の推進【財団事業】

冠婚葬祭互助会婚礼部門従事者等の資質向上を図るため、財団が行う本事業の実施に協力する。なお、資格認定試験は今年度より CBT 試験にて実施することになっている。

(1) ブライダルプロデューサーの養成

①第18回ブライダルプロデューサー必修講座

- ・募集期間 2022（令和4）年8月～9月
- ・実施時期 2022（令和4）年10月～12月
- ・研修形態 通信教育

②第18回ブライダルプロデューサー資格認定試験

- ・実施日 2023（令和5）年1月～3月頃
- ・試験方法 CBT 試験

③ブライダルプロデューサー（マスター級対象）講習会

- ・実施日 2023（令和5）年3月頃
- ・講習会場 WEB 方式

(2) ブライダルプロデューサー資格の更新

マスター級以上の資格を取得し5年を経過する者を対象として、講習会、筆記試験、登録等の手続きを行う。

- ・申請期間：2023（令和5）年1月～2月
- ・更新試験：2023（令和5）年3月
- ・実施方法：講習会は Web 方式にて実施

筆記試験は CBT 試験

- ・マスター級有資格者

更新試験に合格した者には、グランドマスター級の取得を新たに認定するとともに認定証及び ID カードを交付する。

- ・グランドマスター級有資格者

更新試験に合格することで、有効期限が延長される。

(3) テキストの見直し・検討

新型コロナウイルスの影響等による変化なども見据え、チーフ級及びマスター級テキストの改訂について検討する。

8) 終活コーディネーター資格認定制度の推進【財団事業】

財団が行う本事業に対し、研修委員会は協力を行う。

終活コーディネーター資格認定制度の試験の在り方や、教育・テキスト（教材）の見直し等について、加盟互助会の要望や関連法令・公的制度等の改正等を踏まえ検証・検討を行っていく。

(注) 終活コーディネーター資格認定試験

互助会会員募集や葬儀の事前相談を行う従業者を対象として、終活コーディネーター資格認定試験を、IBT方式によりインターネットを経由して加盟互助会社内で実施し、合格者には認定証及び認定カードを交付する。

5. コンプライアンス事業（コンプライアンス委員会）

1) コンプライアンス研修会の実施

協会が定めるコンプライアンスガイドブックの普及と加盟互助会各社におけるコンプライアンス体制の整備・強化を目的として、「互助会経営者及びコンプライアンス責任者研修会」を企画し実施する。

(第14回互助会経営者及びコンプライアンス責任者研修会)

・実施時期 2023（令和5）年2月24日（金）13：00～

・会場 『アンフェリシオン』東京都江東区亀戸1-43-22

※Zoom併用

2) コンプライアンス・ブロック別委員会活動の推進

協会自主規制を含め、協会が推進するコンプライアンス活動を会員互助会各社へ徹底するために、コンプライアンス・ブロック別委員会を年4回開催する。なお、同委員会の運営にあたってはコンプライアンス委員会が総括するものとし、互助会事業に係る法令等の改正や苦情相談対応に関する情報共有を図るほか、互助会事業への理解を深めて頂くための消費生活センターとの交流・訪問活動を推進する。

また、協会自主規制の実効性を確保するための施策や募集、会員管理、苦情相談等の部門を対象としたコンプライアンス講習会を企画し、実施していく。

3) 互助会消費者相談員資格制度の創設

苦情・相談等対応業務の重要性についての理解を深め、互助会契約に関する苦情・相談等に適切に対応できる人材を養成することを目的として、互助会消費者相談員資格制度を創設する。同制度において、全互協独自の検定基準を確立し、その基準に基づいて苦情・相談等に関する対応スキルの評価を行うことにより、全互協に加盟する

互助会事業者が消費者から安心と信頼を得られるよう業務の平準化を目指すものとする。

4) 会員管理対策の推進

「全互協及び加盟互助会各社における段階別会員管理規程」に基づく会員管理の履行を確保するため、互助会各社の実施状況を把握するとともに、規程運用に不備がある互助会に対する指導等の方策について検討する。

5) 生前予約契約の一時払い型に関する協会自主規制の実効性の確保

第167回理事会（2011（平成23）年3月22日／政策委）において制定された「生前予約契約の一時払い型に関する協会自主規制について」に基づき、生前予約契約の一時払い型を募集している互助会等を対象として、財務内容、保全措置の年1回の報告義務を含む自主規制を前年度に引き続き実施する。

6) 消費者契約に係るコンプライアンス確保等に関する規約に基づく苦情等に関する報告の徴求

冠婚葬祭互助会に関する苦情の低減と行政へ提供する基礎資料の収集を目的として、消費者契約に係るコンプライアンス確保等に関する規約に基づき、加盟互助会各社より苦情等に関する報告書類を徴求する。

7) 互助会契約に係るクレーム撲滅への取り組み

互助会加入者、一般消費者より寄せられる苦情等を体系的に整理・分析し、その結果を当該互助会へフィードバックするとともに、コンプライアンス研修会等でも活用し周知を図って行く。また、前年度に引き続き、互助会契約に係るクレームの撲滅を目的としてキャンペーン活動を展開する。

8) コンプライアンスガイドブックの改訂

互助会事業に関わる法令、協会自主規制等の改正に合わせコンプライアンスガイドブックを改訂し、研修会等で周知を図る。

9) 募集資格者登録事業の推進

募集資格者登録事業実施規程に基づく募集資格者の登録義務の履行と、会員互助会各社の事業規模に応じた教育責任者の選任と登録を推進するとともに、以下の事業を行う。

(1) 募集資格教育責任者資格試験の実施

募集資格者登録に係る教育を徹底させ、かつ教育レベルを一定の水準に維持することを目的に募集資格教育責任者資格試験を実施する。合格者には申請に基づき、資格証（登録カード）を交付する。

また、2023年11月30日に有効期限を迎える募集資格教育責任者を対象として、募集資格教育責任者登録更新試験を実施し、合格者には募集資格者登録証を交付す

る。なお、募集資格者の有効期間を統一するために、今回に限り、教育責任者の有効期限を3ヶ月間延長し、2029（令和11）年3月31日とする。

(2) 募集資格者登録試験の実施

新規で外務活動に従事する者で、当協会が定める「募集資格者教育標準カリキュラム」に基づく教育を受けた者等を対象に募集資格登録試験を実施し、合格者には募集資格者登録証（シルバー）を交付するとともに、小冊子（ダイジェストブック）を配布する。

また、2023（令和5）年3月31日に有効期限を迎える募集資格者を対象として、2022（令和4）年4月1日から募集資格登録更新試験を実施し、合格者には募集資格者登録証（ゴールド）を交付する。

(3) 資格管理システム等の見直し・改修

C B T試験方式による募集資格者登録試験（新規・更新共）について、適切な運用を図り、適宜必要に応じて資格管理システム等の見直し・改修を行う。

また、2022（令和4）年度の募集資格教育責任者の更新試験運用開始に向けた、資格管理システムの修正等に対応する。

(4) 募集資格者テキスト等の改訂

特定商取引法、個人情報保護法等関係法令の改正に伴い、募集資格者テキスト、募集資格者教育責任者テキスト及び募集活動ダイジェストブックを改訂する。

6. 儀式継創事業（儀式継創委員会）

1) 儀式文化継承のための検証と発信

1948（昭和23）年の横須賀市冠婚葬祭互助会設立以来、互助会業界が冠婚葬祭に対してどのような役割を果たし、どのように評価されてきたか、時代の変遷を検証するために、全互協冠婚葬祭歴史年表について、データの更新や修正、配置の変更などの再監修を行いホームページに掲載することを検討する。

(1) 会員互助会の沿革（歴史）、保存目的の映像収録、写真、記録、書籍（会報誌、周年史、報告書含む）の保存（アーカイブ化）を進める。

会員互助会や全互協や保証会社が所有、保存する会報誌や年史、社葬・冠婚葬祭に関する資料、書籍などの記録、映像等は儀式文化継承における貴重な資料となるため、全互協が収集し保存を行うことで、遺失や散逸を防ぐ。

本年度は、引き続き保存のための分類に関するルール作りを行い、収集した社史・年史をデータ化しHPに掲載することを検討する。

2) 儀式継承

婚礼、葬儀を中心とする儀式文化は、小規模化と簡素化が進行し、互助会業界に大きな影響を及ぼしている。冠婚葬祭業界の未来を鑑み、「儀式文化を継承し創造することで人と人とのつながりが深まり、コミュニティが形成される」ということを広報し、互助会業界の注目度をさらに高め、新たな儀式の創新を模索する。

(1) 一般向けプログラム

①「人生儀礼 日本のしきたり」

②「正月行事と年中行事のしきたり」

の各プログラム（地域色を持たせたオリジナルなプログラムも可）について、各社によるプログラムの実施を推進する。各社の会員等お客様向けのイベントにおいて「儀式継承事業（旧名：儀式再興プロジェクト（一般向け）」を実施していただき、活動内容（プログラムの内容、参加総人数）を全互協HPに掲載し、「人生において儀式は大切な区切りである」というメッセージを発信していく。

引き続き、参加人数のさらなる増加（実施互助会数50社以上、全47都道府県での実施）を目指す。

(2) 冠婚葬祭講座（小中学生・老人ホーム向け）の創設（新規事業）

前項の対象を小学校高学年、中学生、高齢者（老人ホーム）まで広げ、新たな年齢層を対象にした冠婚葬祭講座を創設し、各互助会でのセミナーや学校、老人ホームでの出張授業などを行う体制を整え実施する。

(3) 土曜学習応援団（文部科学省）への参画（小学校4～6年生向け）

小・中学生（高学年）に向けて文部科学省が推進している土曜学習応援団の活動に参画し、要望に応じて会員互助会による出前授業を行う。

また、「子ども霞が関見学デー」については、2022（令和4）年8月3日、4日に文部科学省での開催が決定しており、エントリーの上、本見学デーを活用した儀式の普及を図る。

3) 他団体とのコラボレーション

1. 全日本仏教会並びに全日本仏教会青年会との交流

日本仏教会並びに日本仏教青年会との関係を緊密に保ち、仏教青年会とのコラボレーションによる公開講座等の実施を検討していく。

2. 前項1以外の団体等との交流

前項同様に、コラボレーションの可能性があり、儀式文化の継承と創造の一助になる活動対象者（団体）を検討し交流を進める。

4) 産学連携事業の推進

儀式文化の継承と創造を進めるため、冠婚葬祭業界だけではなく学者や研究者の学術論文をはじめとする研究活動による後押しも欠かせない。そのため、冠婚葬祭の研究活動への協力を行い、また交流を活発化させ、儀式文化の継承と創造に役立てる。具体的には、公開講座（オープンカレッジ）、寄附講座に向けて引き続き検討を行う。なお、本事業は財団事業であり、委員会は財団事業に協力を行う。

(1) 公開講座・オープンカレッジ【財団事業】

各大学の公開講座（オープンカレッジ）は、オンデマンドで実施する方向で検討されている。

①國學院大學（オンライン公開講座）

國學院大學「オープンカレッジ特別講座」は、本年度より國學院大學の組織変更に伴い、「オンライン公開講座」にて実施することとなっており、オンデマンドでの

みの実施を決定している。

本年のプログラムの実施、次年度の内容の検討を行っていく。

○2022（令和4）年度オンライン公開講座（講師敬称略）

第1回 6月3日 宮沢賢治—私のような醜い体でも焼ける時には小さな光を出すでしょう 東京学芸大学准教授 大澤 千恵子

第2回 6月17日 柳田国男—自分の子どもが死ぬという体験をしたことによって、なんかものごとがよく見えるようになったという感じ 國學院大學名誉教授 小川 直之

第3回 7月1日 親鸞聖人—一人の命は日々に今日やかぎりとおもい、時時に只今や終わりと思うべし

浄土真宗本願寺派総合研究所副所長 藤丸 智雄

第4回 10月14日 夏目漱石—則天去私

國學院大學教授（副学長） 石川 則夫

第5回 11月18日 岸本英夫—宗教学者の死—死とは人生最大の別れである

國學院大學教授 石井 研士

コーディネーター・進行 石井 研士 國學院大學教授・博士（宗教学）（専門分野：宗教学・宗教社会学）

②上智大学（グリーンケア研究所）（公開講座）

昨年に引き続き、上智大学グリーンケア研究所の主催する公開講座の準備と実施を進める。

③大正大学

同大学（仏教系大学）における初の公開講座の実施に向け（秋以降を想定）準備し、実施する。

(2) 寄附講座【財団事業】

①國學院大學

2022（令和4）年4月～7月の開講と実施に伴うサポートを引き続き行う。また、2023（令和5）年度の準備を進める。

○國學院大學 2022（令和4）年度寄附講座シラバス

期 間 4月15日～7月29日

共通科目（前期 オンデマンド方式 開講学年全学年 2単位）

科目名 儀礼文化研究：現代の儀礼文化からみる一生

授業のテーマ 人生百年時代を儀礼文化で考える—死と生の物語—

授業の内容

本講義は、儀礼文化の考察を通じて、人生百年時代の人生を考察する。伝統的な儀礼ではなく、現在実際に行われている儀礼を中心に、たんなる考察だけでなく実際の体験を通して理解することを目的とする。

到達目標

1. 儀礼文化に関する基本的な概念と重要性を理解できる
2. 現代社会における儀礼の現状を理解できる
3. 現代における死生観について理解できる
4. 儀礼が深く宗教文化と関わっていることを理解することができる
5. 人生百年時代の人生を考察することで豊かな人生を送ることができる

各回授業内容（担当講師敬称略）

第1回 講義の目的とガイダンスー激変する日本人の一生 担当：石井研士

第2回 死①：死を体験してみるー納棺体験からー 担当：納棺師・熊谷優

第3回 死②：葬儀の現場から 担当：葬祭ディレクター・村澤恵太郎

第4回 死③：墓をめぐる変容

担当：南山大学宗教文化研究所非常勤研究員・内藤理恵子

第5回 誕生と生育① 生まれる前後の儀礼ー安産祈願、初宮参り

担当：東京医療保健大学准教授・助産師・平出美栄子・横川峰子

第6回 誕生と生育② 私たちはなぜ生まれてくるのかー輪廻転生

担当：大正大学非常勤講師・工藤量導

第7回 誕生と生育③ 七五三

担当：水天宮禰宜・小林瑞穂

第8回 成長期の儀礼① 2分の1成人式、十三参り、立志式

担当：石井研士

第9回 成長期の儀礼② 成年式ー大人になる？

担当：渋谷区職員（もしくは石井研士）

第10回 結婚式① 結婚式の歴史・結婚式のスケジュールー創られる伝統

担当：ブライダルプランナー・榊原陽子

第11回 結婚式② 結婚式のスケジュール・当日のスケジュール

担当：ブライダルプランナー・榊原陽子

第12回 歳を取る① 老いること+厄年と年祝い

担当：渋谷区包括支援センター管理者・谷口邦子

第13回 歳を取る② 死の準備ーエンディングノート

担当：相続終活コンサルタント・明石久美

第14回 歳を取る③ ライフシフトー人生百年時代を生きる

担当：ファイナンシャルプランナー・高木典子

第15回 現代日本を儀礼文化で考える

担当：石井研士

5) 「日本の儀式カレンダー」の作成

通過儀礼や全国の年中行事などを、画像やテキストで紹介するウェブカレンダーを製作し、HPに掲載する。本年度は引き続き儀式の追加掲載作業を進める。

7. 互助会加入者施行支援機構運営委員会（リスク管理一部含む）

互助会加入者施行支援機構制度を通じて、消費者の権利保護と互助会システムの維持に努める。

1) 経営相談室や㈱全国支援互助会との連携

経営相談室や㈱全国支援互助会との連携を図り、消費者の権利保護及び互助会の信用保持のための取り組みを促進する。

2) 互助会加入者施行支援機構運営委員会及び同審議会の開催

互助会加入者施行支援機構運営委員会において、問題互助会を認定、引受互助会を選定し、互助会加入者施行支援機構運営審議会は、互助会加入者施行支援機構運営委員会の決定を受け問題互助会及び引受互助会の承認を行うと共に、支援補助金額等を決定する。

また、罹災互助会に対する支援の決定等も行う。

3) 役務保証機能及び安心ネットワーク機能の整備

互助会加入者施行支援機構の柱である役務保証機能及び安心ネットワーク機能が円滑に活用できるように、各種整備を行う。

4) 互助会加入者施行支援機構の広報

互助会加入者施行支援機構の運用益を活用し、消費者の権利保護に対する支援システム等について広報・渉外委員会と連携して広報活動を行う。

5) 当協会未加入互助会の財務状況等の確認

当協会未加入互助会の財務状況等の開示請求等を利用し、確認を行う。

6) 当協会未加入互助会の加入促進

当協会未加入互助会に対して、加入促進を行う。

8. 運用委員会

1) 互助会加入者施行支援機構の預り金

規約に基づく購入金額、運用期間等を遵守すると共に、各種商品の金利水準を確認の上、運用を行い、利息収入等を安定的に確保する。

2) 互助会加入者施行支援機構の正味財産

規約に基づく購入金額、運用期間等を遵守すると共に、各種商品の金利水準を確認の上、運用を行い、利息収入等を安定的に確保する。

また、購入商品のラインナップについて検討を行う。

9. 次世代の会（後継者育成事業）

将来の冠婚葬祭互助会事業を担う次の世代の育成を目的として、20～30代の若手経営者や次期後継者を対象に、経営者としての素養を学ぶ場や、業界を取り巻く諸問題について互いに研鑽しながら自由闊達な議論や情報交換の場を提供するために、勉強会等を新型コロナウイルス感染症を踏まえつつ開催して行く。

10. 全互協創立50周年委員会

2023（令和5）年11月で全互協が創立して50周年を迎えることから、50周年記念事業に係る以下のプロジェクトチームを設置し、創立50周年記念式典、記念講演等の開催を検討し実施するとともに、全互協50年史等の記念誌を編纂する。このようなプロジェクトを通じ、歴史ある全互協の活動と新たなスタートを社会に対し広く周知、アピールする。

- イベントプロジェクトチーム（記念式典、記念講演等）
- 記念誌編纂プロジェクトチーム（全互協50年史、互助会通信記念号等）

11. 互助会業界将来ビジョン研究会

2023（令和5）年に50年という節目の年を迎える中、互助会として今後も事業を継続し、事業の拡大を行うために業界がすべきことは何か、社会に果たす役割とは何か等について、冠婚葬祭の儀式事業にとらわれず互助会業界の20年後を想定した新たなビジネスについて検討を行い、互助会業界の中長期ビジョンとして取りまとめを行う。

互助会業界将来ビジョン研究会として、正副会長等を中心とした取りまとめ会議の下に、実質的な検討を行う、A分科会（大都市・広域での中心都市）とB分科会（中小都市）の2つの分科会を置く。A、B両分科会は別々に検討を行うが、各座長・副座長は互助会業界将来ビジョン研究会に参加し、適宜、進捗を報告するとともに協議を行う。

A、B両分科会は検討にあたり、互助会保証株式会社及び一般財団法人冠婚葬祭文化振興財団の総合研究所と連携し、データの収集・分析やシンクタンクの活用により、取りまとめを行う。

スケジュールは、A、B両分科会が個別に検討を行い、本年8月の全互協総会にはビジョンの進捗状況をまとめ報告を行う。その後1年間で将来ビジョンの報告書を取りまとめ、2023（令和5）年8月の全互協50周年記念総会で発表を行う。

12. 政策統括室

会長の諮問機関として、総務委員会及び政策委員会の重要案件について、サポートを行う。

13. 経営相談室

救済引受の体制整備等を行うと共に、互助会加入者施行支援機構、保証会社等との連携強化を行う。

14. 契約者紛争解決事業

1) 契約者紛争処理グループ

「契約者相談室」、「裁定検討会」、「裁定審査会」を契約者紛争処理グループとし、「契約者相談室」は電話による相談業務を実施し、苦情等があった場合に当事者間の解決を図るように尽力し、解決されない場合は、「裁定検討会」、「裁定審査会」であつせん案を検討し、当事者に提示を行い、解決を図る。

2) 倫理管理委員会

互助会及び募集資格者に対し、度重なる違反行為や特商法を中心とした関係法の「措置」が発令された場合に、処分の妥当性を判断し、妥当と判断した場合には、倫理審査会に提言を行う。

3) 倫理審査会

倫理管理委員会より互助会及び募集資格者に対し処分が妥当であるとの提言を受けた場合に、処分の種類等を判断し、理事会に提言を行う。

15. 事務局

1) プライバシーマーク制度の推進

① プライバシーマーク付与適格性審査の実施

法律への適合性は勿論のこと、より高い保護レベルの個人情報保護マネジメントシステムを運用することによって消費者から安心と信頼を得るために、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（以下、「JIPDEC」という。）とプライバシーマーク指定審査機関契約を締結し、正会員及び準会員を対象にプライバシーマーク付与適格性審査の実施並びに適格性決定の可否等を、付与機関である JIPDEC と協調して行う。

② プライバシーマーク制度の啓蒙

消費者の目に見えるプライバシーマークで示すことによって、個人情報の保護に関する消費者の意識の向上を図り、冠婚葬祭互助会事業における個人情報の適切な取り扱いをアピールするために、プライバシーマーク制度の導入を啓蒙し、正会員及び準会員各社の個人情報保護体制の整備強化を図る。

2) 事務局の拡充及び全互協データ管理システムの推進

事務局の拡充や一般財団法人冠婚葬祭文化振興財団との連携強化等を行うと共に、全互協が保持している会員名簿及び施行概要等の各データをコンピュータで一元管理

し、事務の簡素化、効率化を図る。

3) 税制問題の検討

総務委員会と連携して、消費税、法人税等の動向について周知を図る。